

第3編

第2章 基本目標別施策

基本目標

2

子どもがいきいきと 育つまちづくり

2-1 母子保健の充実

2-2 子育て支援・少子化対策の充実

2-3 幼児教育・保育の充実

2-4 子どもの貧困対策の推進

2-5 配慮を要する子どもへの支援の充実

基本目標 ② 子どもがいきいきと育つまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

2-1

母子保健の充実

担当課 子育て世代包括支援センター

関連課 保育こども園課／こども教育保育推進課／こども発達支援課／健康支援課／学校教育課

 施策の目的

対象	●乳幼児、児童、生徒 ●妊産婦
意図	●健やかに育つ ●安心して妊娠・出産し、育児ができる

 施策の基本方針

すべての親と子どもが安心して健やかに過ごすために、家族ぐるみ、地域ぐるみで支える環境づくりを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

母子保健とは、安心して子どもを産み、健康に育てるという考えのもとに母親と子どもの健康保持と増進を図ることです。

本市においては、母子保健に関する施策を、「第2次健康うるま21(母子保健計画)」及び「第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画」の中に位置付け、妊娠期、乳幼児期、学童・思春期を通じた健康づくりを推進してきました。

母子保健はすべての子どもが健やかに成長していく上での出発点であり、今後も次世代を担う子ども達が心身ともに健やかに成長することが求められます。

主な課題

- 乳幼児健康診査は、乳幼児の成長発達の確認及び親への育児相談並びに早期支援の介入の場ですが、受診率が県平均よりも低い状態です。
- 健康・育児・食育に関する相談支援の拡充及び各種予防接種率の維持向上が求められています。



(2) 主な取組方針

方針1 母子保健を充実させます

- 「第2次健康うるま21」及び「第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画」に基づく保健サービスの充実に取り組み、関連機関との連携体制を強化します。また、サービスを広く周知するため、SNS⁴⁷等を活用し情報発信を充実させます。
- 安全・安心な妊娠出産に向け、早期支援の介入の場として親子健康手帳交付時の個別指導を行い、若年妊娠や妊婦健康診査の有所見者やその配偶者への保健指導を行います。また、全戸訪問や乳幼児健康診査・健康相談などを行います。
- 支援の必要がある世帯には、地区担当保健師の訪問等による相談支援を行います。
- 中学生を対象とした思春期教室を開催します。
- 保健師、管理栄養士、臨床心理士などの資質向上及び母子保健推進員の確保・育成に努めます。
- 絵本を通し親子の愛着形成と乳児健診受診率向上を目的にブックスタート⁴⁸事業を開始します。

方針2 感染症予防対策を充実します

- 定期予防接種等の実施や感染症の予防啓発を行うことにより、感染症のまん延防止、個人の発症予防及び重症化を防ぎます。

方針3 食育を推進します

- 妊娠期、離乳食や幼児食への移行期など、次世代の健康づくりの基本となるライフステージに合った食育を推進します。



47 SNS
(Social Networking Service)

48 ブックスタート

人と人とのつながりを通じて新たな人間関係を築く場をウェブサイトを提供する会員制サービスのことで、Facebook、Twitter、Instagramなどがあります。

乳児とその保護者に対し健診会場においてボランティアによる読み聞かせと絵本を進呈する事業です。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新生児全戸訪問の割合 <small>成果指標設定の考え方 新生児の健康状況確認のため全戸訪問を実施します。</small>	75.4%	100.0%
乳幼児健診受診率(乳児) <small>成果指標設定の考え方 保護者の子どもに対する健康行動として、乳幼児健診受診率により把握します。(乳児健康診査受診率)</small>	73.4%	97.0%
予防接種率(麻疹、風疹(MR1期)) <small>成果指標設定の考え方 感染症の予防として、定期予防接種率により把握します。(MR1期予防接種率)</small>	92.2%	95.0%

(4) 協働 ～ともに進めるために～

- 市民・個人**
 - 妊婦は、心の安定に努め、母体の健康を守るための行動をとりましょう。
 - 保護者は、豊かな子どもの成長を導くため、望ましい生活習慣の基礎を身に付けさせ、乳幼児健康診査を受診しましょう。
 - 保護者は、定期予防接種や体調管理などにより、感染症の発症及び重症化を予防しましょう。
- 自治会・地域**
 - 安心・安全な妊娠出産ができる環境づくりを心がけましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画										後期基本計画									
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降								
● 第2次健康うま21 (母子保健計画・食育推進計画)	平成30年度～令和5年度																				
● 第2期うま市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度																				

基本目標 ② 子どもがいきいきと育つまちづくり

2-2 子育て支援・少子化対策の充実

施策 子育て支援・少子化対策の充実

担当課 こども政策課

関連課 保育こども園課／こども教育保育推進課／こども家庭課／子育て世代包括支援センター／企画政策課／学校教育課

施策の目的

- 対象** ●子育て世代(保護者) ●乳幼児、児童、生徒(18歳未満)
- 意図** ●安心して子育てできる ●子どもの育ちを見守れる

施策の基本方針 子どもたちが明るく心豊かに健やかに成長することができ、保護者が安心して子育てを行うことができる環境づくりを目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

「子ども・子育て関連3法」に基づき、2015(平成27)年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保が求められています。

全国的な人口減少・少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、本市における出生率も伸びないことが想定されていますが、18歳未満の人口は増加傾向にあります。

本市においては、「第2期うま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育や保育のサービスのほか、こども医療費助成の継続やファミリー・サポート・センター⁴⁹の充実など、子どもの健やかな育ちと安全・安心に子育てができる環境となるよう取組みを進めています。

主な課題

- 地域における子育て支援を充実させることが求められています。
- 第2期うま市子ども・子育て支援事業計画に基づく事業で、これまで未実施の「子育て支援事業」について実施・検討が求められています。



49 ファミリー・サポート・センター

仕事と家庭の両立を支援するため、育児の援助を受けたい人(おねがい会員)と援助を行いたい人(まかせて会員)が会員となって、有料で援助活動を行うものです。

(2) 主な取組方針

方針1 子どもの育ちを見守る環境を充実させます

- 民設の学童クラブが増加傾向にある中、公設の学童クラブの役割を民設の学童クラブも担うことができるよう展開していきます。
- 児童の健全育成を推進するため、児童館に中高生を受け入れ、夜間も含めた居場所を提供できるようにします。
- 子どもが健やかに成長できるよう、関係機関との連携を深め、虐待の予防や早期発見・早期対応を目指します。
- ヤングケアラー⁵⁰について、早期の把握に努め、適切な福祉サービスへつなげます。また、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に取り組みます。

方針2 経済的支援を実施します

- 子どもの疾病の早期発見と早期治療の促進及び保護者の医療費の軽減を図るため、こども医療費助成(中学卒業まで)を継続的に実施します。
- ひとり親家庭の生活安定と自立支援に向けた、就労支援や日常生活支援、就学資金の貸付けなどの各種支援を充実させます。

方針3 各種施設等におけるサポートを充実させます

- ファミリー・サポート・センターにおいて、「子育てを手助けして欲しい人」と「子育てを手助けしたい人」を結ぶ育児支援を進めるとともに、利用しやすい環境の充実を図ります。
- 地域子育て支援センターのほか、認定こども園で実施される子育て支援事業も含め、保護者間の交流の場の確保や情報提供、育児助言、子育て講座の開催など子育て支援サービスの提供を進め、子育ての不安解消や負担軽減につなげます。
- 子育て世代包括支援センターを中心とし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、関係機関とのネットワークを構築するとともに、ライフステージに応じた情報を発信します。
- 保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に備え、子育て短期支援事業等の実施に取り組みます。



50 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもをいいます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
安心して子育てができるまちだと思ふ市民の割合 <small>成果指標設定の考え方 施策の目的(意図)の達成度を測る指標として設定します。(市民アンケート)</small>	81.7% 	88.0%
18歳未満の人口増加数 <small>成果指標設定の考え方 保護者が安心して子育てを行うことができる環境づくりの達成度を測る指標として18歳未満の社会増人数を把握します。</small>	247人 	320人
子育て世代包括支援センターの利用者数 <small>成果指標設定の考え方 妊娠・出産を契機とした子育て支援として、子育て世代包括支援センターの利用者数を指標とします。</small>	3,244人 	4,200人

(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
 - 保護者は、子育てに対し自覚と責任を持ちましょう。
 - 市民は、子育てボランティアとして参加しましょう。
- 自治会・地域**
 - 民生委員は、子育て世帯と連携を持ちましょう。
 - 地域は、子どもを通じた地域のつながりづくりに努めましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 事業所は、子育てしやすい就労環境づくりに努めましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画					
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度~令和6年度											

基本目標② 子どもがいきいきと育つまちづくり

施策 2-3 幼児教育・保育の充実

担当課 こども教育保育推進課

関連課 保育こども園課／こども政策課／こども発達支援課／学務課／学校教育課

施策の目的

対象 ●乳幼児

意図 ●健康で心身の調和のとれた発達ができる

施策の基本方針

乳幼児を家庭の保護者に代わって保育し、安心して就労や子育てを行うことができる環境を整えるとともに、健全な人間形成の基礎を培う幼児教育・保育を実現し、子どもたちに健康・安全で文化的な生活、豊かな遊びが保障されることで、心身の調和のとれた発達を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

幼児教育・保育は、小学校就学前の子ども（乳幼児）の心身ともに健やかな成長に資するものであり、子ども・子育て支援の重要な一翼をなすものです。

本市においては、幼稚園から認定こども園への移行が進むとともに、3～5歳のすべての子どもを受け入れる体制が整うなど、幼児教育・保育が充実しています。しかし、一方では小学校への接続がうまく図られていない等の課題があり、いわゆる「小1プロブレム⁵¹」が懸念されます。

すべての公立幼稚園（津堅幼稚園除く）は2023（令和5）年度までには認定こども園へ移行する予定です。

待機児童の解消に向け施設整備が進む中、保育士不足により定員割れが生じるなど、保育士等の安定的な確保が課題となっています。



51 小1プロブレム

小学校第1学年の児童が学校生活に適應できないために起こす問題行動のこと。また、こうした不適応状態が継続し、クラス全体の授業が成立しない状況に陥っていることをさす場合もあります。

主な課題

- 配慮を要する子どもが増加傾向にあります。
- 保育所等の増加及び5歳児保育の充実に伴い、小学校への接続が課題であり、教育プログラム（アプローチカリキュラム⁵²・スタートカリキュラム⁵³）の調整を充実させる必要があります。

(2) 主な取組方針

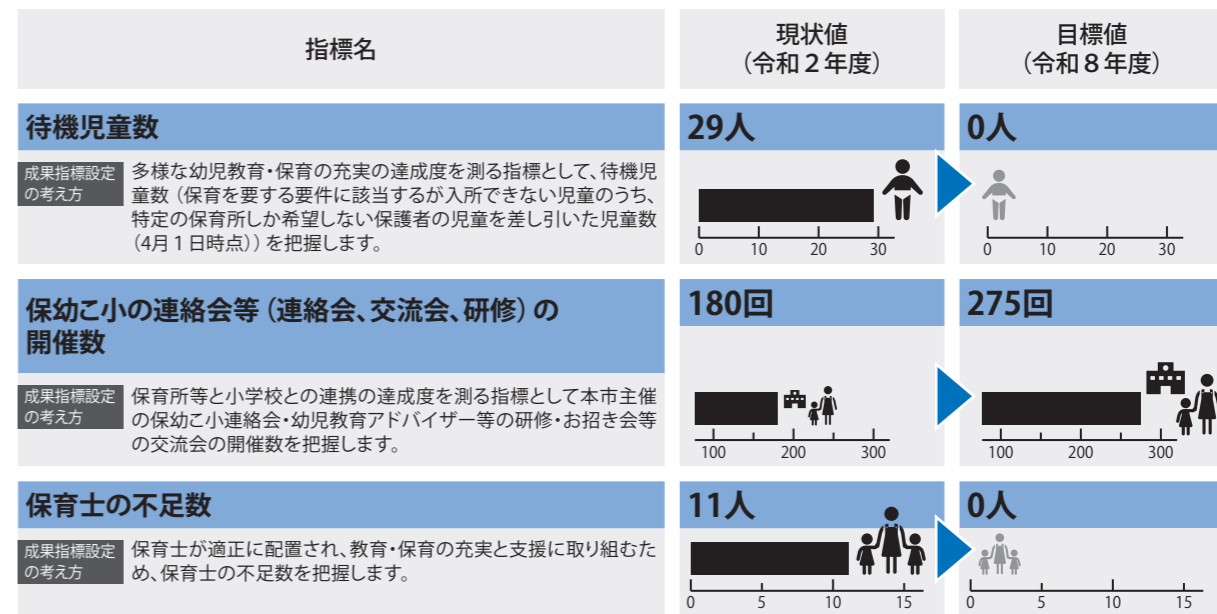
方針1 多様な幼児教育・保育を充実させます

- 本市独自の助成事業や国及び県の支援事業等を積極的に活用し、保育士等の処遇改善、継続雇用を促すとともに、保育士試験対策講座を充実させ保育士の人材確保に取り組みます。
- 必要な地域に認定こども園等を設置し、引き続き待機児童の解消及び幼児教育・保育の充実を図ります。
- 障がいのある幼児等へは特性に合わせ集団の中で生活する際の配慮点を明確にし、保育の充実を図ります。
- 子ども達の多様な文化や環境に対応するための研修などを実施し、教育・保育の質の向上を図ります。

方針2 保育所等・小学校を連携します

- 保育所等・小学校の連絡会を、市全体、小学校単位で開催し、発達や学びの連続性を踏まえた情報を共有するとともに、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを確立します。
- 幼児教育アドバイザーを配置するなど、教育・保育の質の向上及び保幼小の円滑な連携を図ります。

(3) 成果指標



52 アプローチカリキュラム

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児期における遊びの中の学びが、小学校の学習や生活に生きるように工夫された、保育所・幼稚園の年長児後半のカリキュラムのことです。

53 スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通して学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのことです。

(2) 主な取組方針

方針1 生活の観点で支援します

- 不登校等の課題を抱える子どもや就労を希望する親をサポートしていきます。
- 様々な子どもの居場所を提供し、自己肯定感の向上につながる支援を行います。食事の提供については、フードバンクの設置のほか、生鮮食品の提供手法も含め検討します。
- 市営住宅における、生活に困窮する多子世帯やひとり親世帯の優遇措置を継続し、生活困窮者の住まいを確保するよう努めます。
- 生活保護制度の周知を図り、保護が必要な世帯に対しては適正に保護を実施します。
- 学習に対する経済的助成を行うことで、高等学校等への進学を支援します。

方針2 教育の観点で支援します

- 就学援助制度について、全児童・生徒の家庭への郵送など効果的な周知を継続するとともに、制度の適切な運用のため、教職員との連携強化に努めます。
- 児童・生徒、保護者及び学校からの教育に関する相談について、相談体制を充実し、支援を行います。

方針3 就労の観点で支援します

- 就労支援事業を実施し、求職者の就労を支援します。
- 就労につながる資格取得の支援を実施します。
- 小中高生のキャリア教育⁵⁴を実施します。

方針4 ひとり親家庭を支援します

- ひとり親家庭に対し、資格取得の支援やハローワーク、沖縄県母子寡婦福祉連合会との連携により就労につながる支援を実施します。
- ヘルパー派遣や福祉資金貸付、養育費の確保支援、生活相談などを充実させるとともに、医療費助成や学童クラブの保育料の負担軽減を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を目指します。



54 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促す教育のことです。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率(再掲)	73.7%	94.0%
成果指標設定の考え方	進学率の上昇は、将来の所得の増大につながる可能性を高め、貧困の連鎖を断ち切るためにも重要となることから進学率を把握します。	
中学3年生の進学決定率	95.8%	98.5%
成果指標設定の考え方	教育の観点での支援として、進学率の向上により将来の貧困世帯の減少を目指します。	
子どもの就労につながる資格取得支援者数(累計)	11人	100人
成果指標設定の考え方	就労の観点での支援の進捗を測る指標として、就労につながる資格を取得するために支援した人数を把握します。	
ひとり親支援事業による資格取得件数	20件	45件
成果指標設定の考え方	ひとり親家庭の支援として、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、「マザーズスクエア うるはし」が実施する資格取得講座等での資格取得件数を把握します。	

(4) 協働 ～ともに進めるために～



市民・個人

- 日常の中で、地域子ども達に目配り、気配りを行い、積極的に子育て支援のボランティア等に参加しましょう。



自治会・地域

- 自治会を中心に、地域における子どもの居場所づくりに努めましょう。
- 地域で子どもを見守る意識をもち、声掛け運動を推進しましょう。



企業・NPO団体

- 企業や各種団体等、社会全体でそれぞれが子どもの貧困対策に取り組みましょう。



施策

2-5 配慮を要する子どもへの支援の充実

担当課 こども発達支援課

関連課 こども政策課／子育て世代包括支援センター／保育こども園課／こども教育保育推進課／学校教育課／教育支援センター／障がい福祉課

施策の目的

- 対象** ●配慮を要する子、障がい児（0歳～18歳未満）
- 意図** ●健やかに育つ
●地域で支えあう

施策の基本方針

障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できる共生社会を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

乳幼児健診時で特別な支援が必要と判断される子どもが約3割から4割おり、成長や発達が気になる子やその保護者への早期支援が求められています。

配慮を要する子や障がい児、その家族に対する支援等においては、本児の最善の利益を考慮しながら、身近な地域で安心して生活できるよう、早期の相談・療育支援や保護者支援、福祉サービスの充実が必要です。また、相談支援においては、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図ることで、切れ目のないつなぎ支援が提供できるよう関係機関のネットワークの強化が必要です。

共生社会の推進のため、重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童が身近な地域で生活するためには、保育・教育・福祉サービス事業所での受け入れ体制をより一層充足することが必要です。また、2022（令和4）年度に設置される児童発達支援センター（地域の中核的な療育支援施設）と地域における関係機関や支援者との連携強化のため、重層的な支援体制を構築することが求められます。

主な課題

- 早期の療育支援や保護者支援、福祉サービスの充実のため、各関係機関での相談・支援体制の充実が求められます。
- ライフステージに沿った切れ目のないつなぎ支援のため、関係機関のネットワーク強化が求められます。
- 地域の関係機関等において、重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童の受け入れ体制の強化が求められます。



(2) 主な取組方針

方針1 相談支援・早期療育・保護者支援体制の充実を図ります

- 配慮を要する子や障がい児を早期に発見し、各関係機関での相談・支援体制の充実を図ります。
- 配慮を要する子とその親に対して、親子での遊びや心理士等への発達相談が可能な親子通園事業の実施により、子の発達と早期に向き合うことを促し、適切な支援につなげます。
- 早期に療育につなげるとともに、児童一人ひとりの障がい特性や養育環境等に応じた専門性のある支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 配慮を要する子及び障がい児の保護者のニーズを支援者が把握し、保護者が家庭においてもスムーズに子育てが行えるよう保護者支援の充実に努めます。

方針2 あらゆる児童に対する教育・保育を支援します

- 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けるための環境（体制）を整備するとともに、インクルーシブ教育⁵⁵・保育を推進します。
- 児童生徒の障がい状況、発達状況に応じた保育環境や特別支援教育を展開し、障がいを持つ児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援します。

方針3 ライフステージに沿った切れ目のないつなぎ支援体制の確立を図ります

- ライフステージに沿った地域における保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の各関係機関による連携体制を確立し、適宜見直すことにより、切れ目のないつなぎ支援が提供できるようネットワークの強化に取り組みます。

方針4 福祉サービスの充実を図ります

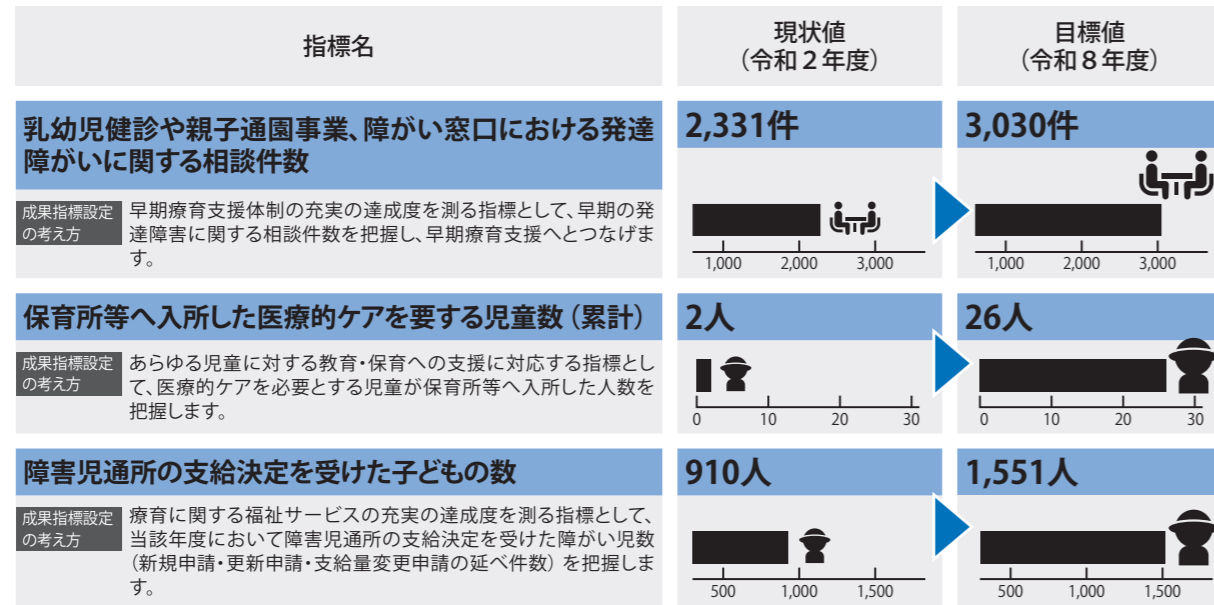
- 更なる療育を要する児童においては、個々の障がい特性に応じた療育が受けられるよう障害福祉サービスによる支援の提供を継続して実施します。
- 重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童が身近な地域で日常生活や社会生活を送ることができるよう、支援者の質の向上のための研修会等の開催に取り組みます。






55 インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。

(3) 成果指標



(4) 協働 ~ともに進めるために~

- 
市民・個人
 障がいに対する理解を深め、共に生活し支え合しましょう。
- 
自治会・地域
 障がい児等が生活しやすい環境づくりに努めましょう。
- 
企業・NPO団体
 障害福祉サービスの充実に努めましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画										後期基本計画			
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降		
● 第2期うるま市障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度														
● 第3次うるま市障がい者福祉計画	平成30年度～令和5年度														
● 第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度														